

# おくやみガイド

～今後のさまざまな手続きのご案内～

## おくやみ窓口のご案内

身近な人が亡くなられた後のご負担が少なくなるように、各区役所に『おくやみ窓口』を設け、区役所における手続きについてご説明と申請書作成のお手伝いをいたします。

駿河区役所	葵区役所	清水区役所
2階 保険年金課内	1階 5番窓口	1階 保険年金課内
☎ 054 - 287 - 8612	☎ 054 - 221 - 1119	☎ 054 - 354 - 2141

- 予約せず直接窓口にお越しいただけます。
- 窓口の利用状況によってはお待ちいただく場合があります。

★インターネットから予約することも可能です。  
下記 QR コードから必要事項を入力のうえ、予約をお願いします。

【 駿河区 】



【 葵区 】



【 清水区 】



# 手続きチェックシート

最初に該当する□に「✓」をし、手続きが終了したら完了サイン欄に「0」をつけてください。

## 駿河区役所で行う(案内できる)手続き

	亡くなられた方の状況・手続きの内容	担当課	参照ページ	完了サイン
届出	<input type="checkbox"/> 死亡届 <input type="checkbox"/> 斎場の火葬予約	戸籍住民課 (駿河区役所 1階)	3	
障がい	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた <input type="checkbox"/> 自立支援医療(精神通院)を利用していた <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当等の各種手当を受給していた <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っていた <input type="checkbox"/> 障害福祉サービスを利用していた <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度に加入していた <input type="checkbox"/> 死亡する前の1年間に、精神科病院に1ヶ月以上入院していた	障害者支援課 (駿河区役所 1階)	3~5	
保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入していた <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入していた	保険年金課 (駿河区役所 2階)	5・6	
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金に加入していた(受給していた)		6	
介護	<input type="checkbox"/> 介護保険証を持っていた(介護保険サービスを利用していた) <input type="checkbox"/> 外国人高齢者福祉手当を受けていた	高齢介護課 (駿河区役所 2階)	6・10	
子ども	<input type="checkbox"/> 児童手当を受給していた <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証の対象児童だった <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給者(対象児童)だった <input type="checkbox"/> 母子家庭等医療費助成金の受給者(対象児童)だった <input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人等だった <input type="checkbox"/> 20歳未満の児童の親だった <input type="checkbox"/> こども園等に通園していた児童(父母及び同居家族)だった	子育て支援課 (駿河区役所 2階)	7・8	
税金	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車を所有していた	駿河税務センター (駿河区役所 2階)	8	
水道	<input type="checkbox"/> 水道・下水道の使用名義人だった <input type="checkbox"/> 井戸水を公共下水道に排水している世帯だった	お客様サービス課 (駿河区役所 3階)	9	

## 静岡庁舎で行う(案内できる)手続き

	亡くなられた方の状況・手続きの内容	担当課	参照ページ	完了サイン
税金	<input type="checkbox"/> 市民税・県民税の納税義務者だった	市民税課 (市役所新館 2階)	10	
	<input type="checkbox"/> 固定資産(土地・家屋)の所有者だった	固定資産税課 (市役所新館 2階)	10	
	<input type="checkbox"/> 市税の口座振替の指定口座名義人だった	納税課 (市役所新館 3階)	10	
住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅の名義人(同居人)だった	まちづくり公社 (市役所新館 5階)	11	
旧軍人等	<input type="checkbox"/> 恩給(旧軍人関係)を受給していた <input type="checkbox"/> 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金等を受給していた <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳を持っていた	市民自治推進課 (市役所新館 15階)	11	
墓地	<input type="checkbox"/> 愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園の利用者(名義人)だった <input type="checkbox"/> 市営納骨堂の期限付き利用者だった	戸籍管理課 (市役所新館 15階)	11・12	
農業	<input type="checkbox"/> 農業者年金の受給者だった <input type="checkbox"/> 農地の相続がある	農業委員会事務局 (市役所新館 16階)	12	
し尿	<input type="checkbox"/> し尿くみ取りをしていた	廃棄物対策課 (市役所新館 13階)	12	

## その他の庁舎で行う(案内できる)手続き

	亡くなられた方の状況・手続きの内容	担当課	参照ページ	完了サイン
犬	<input type="checkbox"/> 犬の飼い主として登録していた	動物指導センター	13	
図書	<input type="checkbox"/> 図書館カードを持っていた	市立図書館各館	13	
保健所	<input type="checkbox"/> 特定医療(指定難病)受給者だった <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳を持っていた <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者だった <input type="checkbox"/> 自立支援医療(育成医療)受給者だった <input type="checkbox"/> 未熟児養育医療受給者だった	保健所保健予防課	13・14	
森林	<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者だった(森林の土地の相続がある)	中山間地振興課	14	

☎マークがある手続きは、庁舎に出向かず電話で対応（必要書類を送付等）することもできます。場合によって出向く必要もありますので、まずは担当課に電話をしてください。

## 【駿河区役所で行う手続き】

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当課
<p>死亡届と火葬予約</p> <p><u>※葬儀等を葬祭業者に依頼している場合は、手続きが済んでいるか葬祭業者に確認してください。</u></p>	<p><b>死亡届</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届は、死亡の事実を知った日を含めて7日以内（国外で死亡の時は3ヶ月以内）に届出をしてください。</li> <li>・火葬許可証、斎場利用許可証、霊柩自動車利用許可証（利用される方のみ）を交付します。</li> <li>・時間外や休日は1階の警備員室で対応します。</li> <li>・市内の静岡斎場、清水斎場、庵原斎場のいずれの斎場もご利用いただけます。（全ての方に斎場使用料がかかります。）</li> </ul> <p>※亡くなった方の配偶者が外国籍の方の場合は、別途出入国在留管理局へ届出の必要がある場合がありますのでご確認ください。（名古屋出入国在留管理局静岡出張所 054-653-5571）</p>	<p>1階 6番窓口</p> <p>戸籍住民課 054-287-8611</p>
<p>身体障害者手帳を持っている方が死亡した</p>	<p><b>手帳の返納</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族、親族が届出てください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・タクシー券</li> <li>・紙おむつ券</li> </ul> <p>※タクシー券、紙おむつ券は支給を受けている場合に限る</p> </div>	<p>1階 15番窓口</p> <p>障害者支援課 054-287-8690</p>
<p>療育手帳を持っている方が死亡した</p>	<p><b>手帳の返納</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族、親族が届出てください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳</li> <li>・タクシー券</li> <li>・紙おむつ券</li> </ul> <p>※タクシー券、紙おむつ券は支給を受けている場合に限る</p> </div>	<p>1階 15番窓口</p> <p>障害者支援課 054-287-8690</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳を持っている方が死亡した</p>	<p><b>手帳の返納</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族、親族が届出てください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul> </div>	

<p>自立支援医療（精神通院）を利用している方が死亡した</p>	<p><b>受給者証の返納</b>  ・ 家族、親族が届出てください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b>  ・ 自立支援医療受給者証（精神通院）</p> </div>	
<p>特別児童扶養手当  重度心身障害児扶養手当  特別障害者手当  障害児福祉手当  経過的福祉手当  を受給している方が死亡した</p>	<p><b>手当証書の返納</b>  ・ 家族、親族が届出てください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b>  ・ 認印（スタンプ印は不可）  <u>特別児童扶養手当の受給者</u>  ・ 手当証書  ・ 手当対象児童の口座がわかるもの  <u>特別児童扶養手当以外の受給者</u>  ・ 相続人の口座がわかるもの</p> </div>	
<p>重度心身障害者医療費助成金受給者証を持っている方が死亡した</p>	<p><b>受給者証の返納</b>  <b>相続人代表者届</b>  ・ 家族、親族が届出てください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b>  ・ 認印（スタンプ印は不可）  ・ 受給者証  ・ 相続人代表者の口座がわかるもの  ・ 戸籍全部事項証明書等（死亡した人と相続人代表者が別住所の場合、両者の関係がわかるもの）</p> </div>	<p>1階  15番窓口    障害者支援課  054-287-8690</p>
<p>障害福祉サービスを利用している方が死亡した</p>	<p><b>受給者証の返納</b>  ・ 家族、親族が届出てください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b>  ・ 障害福祉サービス受給者証</p> </div>	
<p>心身障害者扶養共済制度に加入している方が死亡した</p>	<p><b>加入者証の返納</b>  ・ 家族、親族が届出てください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b>  ・ 認印（スタンプ印は不可）  ・ 加入証書  ・ 医師が発行する死亡診断書（コピー可）  ・ 住民票の写し（加入者が死亡した旨が記載されているもの）  ・ 障害者及び年金管理者の住民票の写し  ・ 障害者又は年金管理者の口座がわかるもの</p> </div>	


<p>死亡する前の1年間に、精神科病院に1ヶ月以上入院していた</p>	<p>・入院費用が他の医療費助成の制度を受けていない場合に限り、「精神障害者医療費助成」の対象になる可能性があります。※詳しくは、障害者支援課【給付係 054-287-8690】へお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書</li> <li>・入院証明書（前回申請から入院が継続している間は不要）</li> <li>・入院者本人の健康保険証の写し</li> <li>・相続人代表者の口座がわかるもの</li> <li>・戸籍全部事項証明書等（死亡した人と相続人代表者が別住所の場合、両者の関係がわかるもの）</li> </ul> </div>	<p>1階 15番窓口</p> <p>障害者支援課 054-287-8690</p>
<p>国民健康保険に加入している世帯の世帯主が死亡した</p>	<p><b>相続人代表者届 保険証等の交換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者または親族が届出をしてください。</li> <li>・保険証の世帯主名を変更します。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）</li> <li>・同一世帯の加入者全員の国民健康保険証</li> <li>・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証等（お持ちの方）</li> <li>・戸籍全部事項証明書（死亡した人と相続人代表者が別住所の場合、両者の関係がわかるもの）</li> </ul> </div>	
<p>国民健康保険に加入している方が死亡した</p>	<p><b>被保険者資格喪失届 保険証等の返納</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯主または同一世帯の人が届出をしてください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）</li> <li>・死亡者の国民健康保険証</li> <li>・死亡者の限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証等（お持ちの方）</li> <li>・死亡者のマイナンバーカードまたは通知カード（お持ちの方）</li> </ul> </div> <p><b>葬祭費支給申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬祭執行者が届出をしてください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）</li> <li>・葬祭を行った人の金融機関の口座がわかるもの</li> <li>・葬祭の領収書（コピー不可）、請求書、会葬礼状、訃報（いずれか1点）</li> </ul> </div>	<p>2階 20番窓口</p> <p>保険年金課 国民健康保険 担当 054-287-8621</p>

<p>後期高齢者医療制度の加入者(75歳以上または一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の方)が死亡した</p>	<p><b>相続人代表者届 被保険者証の返納</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者または親族が届出をしてください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方）</li> <li>・相続人代表者の金融機関の口座がわかるもの</li> </ul> </div> <p><b>葬祭費支給申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬祭を行った人（喪主）が申請をしてください。（届出は代理人でも可）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方）</li> <li>・葬祭を行った人（喪主）の金融機関の口座がわかるもの</li> <li>・葬儀の領収書、請求書、会葬礼状、訃報（死亡した人と喪主の氏名、葬儀の日付が確認できるもの、いずれか1点）</li> </ul> </div>	<p>2階 21番窓口</p> <p>保険年金課 後期高齢者 医療制度担当 054-287-8612</p>
<p>国民年金に加入していた方が死亡した</p>	<p>加入または受給している年金の種類によっては、管轄する年金事務所や共済組合等での手続きとなる場合があります。</p>	
<p>国民年金、厚生年金または共済年金等の受給者が死亡した</p>	<p><b>【問い合わせ先】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険年金課 国民年金係 054-287-8624</li> <li>・ねんきんダイヤル 0570-05-1165 (050から始まる電話の方は、03-6700-1165)</li> </ul>	<p>2階 22番窓口</p>
<p>厚生年金加入中の方で、60歳未満の配偶者を扶養している方が死亡した</p>	<p><b>被保険者異動届</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養されていた配偶者は国民年金第3号被保険者から、第1号被保険者へ変更となります。</li> </ul>	<p>保険年金課 国民年金係 054-287-8624</p>
<p>介護保険被保険者証を持っている方が死亡した</p>	<p><b>介護保険被保険者証の返納</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者指定届を提出してもらいます。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（お持ちの方）、通帳</li> </ul> </div>	<p>2階 25番窓口</p> <p>高齢介護課 介護保険第1係 介護保険第2係 054-287-8679</p>

<p>児童手当の受給者が死亡した</p>	<p><b>受給事由消滅届、新規認定請求書等</b>  ・子の親等（子の新しい監護養育者）が届出てください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子名義の普通預金通帳またはキャッシュカード</li> <li>・新しい監護養育者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード</li> <li>・新しい監護養育者名義の健康保険証</li> <li>・新しい監護養育者の個人番号のわかる書類及び本人確認書類</li> </ul> <p>※代理人が届出をする場合、新しい監護養育者が記載した委任状が必要になります。  (委任状の書式は静岡市ホームページからダウンロードで)</p> </div>	
<p>児童手当の対象児童が死亡した</p>	<p><b>受給事由消滅届または減額改定届</b>  ・児童手当の受給者が届出てください。</p>	<p>2階 24番窓口</p>
<p>児童手当の対象児童でない児童(高校生年代)が死亡した</p>	<p><b>減額改定届(児童手当受給中の児童がいる場合)</b>  ・児童手当の受給者が届出てください。</p>	<p>子育て支援課 給付係 054-287-8674</p>
<p>児童扶養手当の受給者または受給対象児童が死亡した</p>	<p><b>資格喪失届または減額改定届、新規認定請求書等</b>  ・受給者、対象児童または親族が届出てください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当証書</li> </ul> </div>	
<p>母子家庭等医療費助成金の受給者または対象児童が死亡した</p>	<p><b>資格喪失届(一部資格喪失も含む)、受給者証の返納等</b>  ・受給者、対象児童または親族が届出てください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等医療費助成金受給者証</li> </ul> </div>	<p>2階 24番窓口</p>
<p>母子・父子・寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人、連帯保証人が死亡した</p>	<p>※詳しくは、子育て支援課【給付係 054-287-8674】へお問い合わせください。</p>	<p>子育て支援課 給付係 054-287-8674</p>
<p>夫(妻)が死亡して母(父)子家庭となった</p>	<p>※詳しくは、子育て支援課【給付係 054-287-8674】へお問い合わせください。</p>	
<p>児童の両親が死亡した</p>	<p>※詳しくは、子育て支援課【給付係 054-287-8674】へお問い合わせください。</p>	






<p>子ども医療費受給者証を持っている子どもが死亡した</p>	<p><b>子ども医療費受給者証の返納</b>  ・受給者証の返納（郵送可・代理人可）のみで、届出はありません。  <b>【郵送のあて先】</b>  〒422 - 8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号  駿河区役所 子育て支援課 給付係</p>	<p>2階  24番窓口  子育て支援課  給付係  054-287-8674</p>
<p>こども園等に通園（申込み）している児童、父、母または同居家族が死亡した</p>	<p><b>退園届※申込み中の方は取下げ申立書</b>（園児が死亡）  <b>記載事項変更届</b>（父母等が死亡）  ・保護者が届出てください。</p>	<p>2階  24番窓口  子育て支援課  入園係  054-287-8673</p>
<p>原動機付自転車（125ccまで）の所有者が死亡し、市内の他の方に譲る</p>	<p><b>名義変更</b></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b>  ・ナンバープレート  ・標識交付証明書  ・窓口に来る方の顔写真付き身分証明書（運転免許証等）  ・必要に応じて戸籍全部事項証明書等（死亡した人と相続人関係がわかるもの）</p> </div>	
<p>原動機付自転車（125ccまで）の所有者が死亡し、廃棄処分する</p>	<p><b>廃車届</b></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b>  ・ナンバープレート  ・標識交付証明書  ・窓口に来る方の顔写真付き身分証明書（運転免許証等）</p> </div>	<p>2階  23番窓口  駿河税務センター  054-287-8669</p>
<p>原動機付自転車（125ccまで）以外の問い合わせについては、下記をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイク（125cc超〜）、普通自動車 静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050</li> <li>・軽三輪、軽四輪車（660ccまで）軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776</li> </ul>		





<p>死亡により</p> <p>・水道、下水道を使用しなくなったとき、または名義変更をするとき</p> <p>・井戸水を使用して公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき</p>	<p></p> <p>・家族または親族が電話でご連絡ください。</p> <p><b>【連絡先】</b>  上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132  受付時間 月～金(祝日、12/29～1/3を除く)8:30～19:00  ※3・4月は、土・日・祝日の8:30～17:00も受け付けます。</p> <p><b>【口座振替納付をご利用する場合】</b>  ・金融機関の窓口でお申し込みください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【持ち物】</b>  ・お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等  ・通帳  ・銀行のお届け印</p> </div> <p>・静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービス課窓口でのお申し込みも可能です。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【持ち物】</b>  ・対象金融機関のキャッシュカード  ・顔写真付きの本人確認書類  ・使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状</p> </div> <p>※ただし、市内の他住居で口座振替をご利用されていた方は、名義変更をした住居でも引き続き同じ口座をご利用いただけます。名義変更のお申し込みの際に一緒にお申し込みください。  詳細は、「上下水道お客様サービスセンター」にお問い合わせください。</p>	<p>駿河区役所 3階</p> <p>お客様サービス課</p> <p>上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132</p> <p>駿河区役所 3階</p> <p>お客様サービス課</p> <p>上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132</p>
---	--	---

☎マークがある手続きは、庁舎に出向かず電話で対応（必要書類を送付等）することもできます。場合によって出向く必要もありますので、まずは担当課に電話をしてください。

## 【静岡庁舎で行う手続き】

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当課
外国人高齢者福祉手当を受けている方（S7.4.1以前に生まれ住民登録されており、かつ所得要件等あり）が死亡した	<p>※高齢者福祉課【高齢者支援係 054-221-1201】にご連絡ください。手続きが必要な場合があります。</p>	<p>14階</p> <p>高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201</p>
市民税・県民税の納税義務者が死亡した	<p> <b>相続人代表者指定届</b> ※市民税課【普通徴収第2係 054-221-1542】にお問い合わせください</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税通知書</li> </ul> <p style="color: red;">（ない場合は亡くなった方の氏名、生年月日、住所がわかるもの）</p> </div>	<p>2階</p> <p>市民税課 普通徴収第2係 054-221-1542</p>
固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡した	<p><b>相続人代表者指定（変更）届</b> <b>固定資産現所有者申告書</b> ・ 用紙は固定資産税課にあります。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税通知書</li> </ul> </div> <p>※尚、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、令和6年4月1日より不動産に対する相続登記の申請が義務化されます。上記現所有者に関する申告に基づいた課税は暫定的であるため、早期の相続登記手続き（静岡地方法務局等）を併せてお願い致します。詳しくは、下記に直接お問い合わせください。</p> <p>静岡県司法書士会 (054-289-3704 電話無料相談 月～金 14:00～17:00)</p> <p>静岡地方法務局 (054-254-3555 音声ガイダンス5番)</p> <p>静岡県土地家屋調査士会 (054-282-0910 土地の境界問題の相談無料・予約制)</p>	<p>2階 26番窓口 固定資産税課</p> <p>土地第2係 054-221-1546</p> <p>家屋第2係 054-221-1547</p>
市税の口座振替の指定口座名義人が死亡した	<p> ※納税課【納税推進係 054-221-1031】にお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税通知書</li> </ul> </div>	<p>3階</p> <p>納税課 納税推進係 054-221-1031</p>


市営住宅の名義人が死亡した	※静岡市まちづくり公社【221 - 1253】にお問い合わせください。	
市営住宅の同居人が死亡した	<b>異動届</b> ・用紙は静岡市まちづくり公社にあります。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <b>【持ち物】</b>            ・世帯全員が記載されている住民票の写しで死亡が確認できるもの（本籍・続柄記載）         </div>	5階 静岡市まちづくり公社 054-221-1253
戦傷病者手帳を持っている方が死亡した	<b>戦傷病者異動等届</b> ・親族が届出をしてください。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <b>【持ち物】</b>            ・戦傷病者手帳            ・死亡したことが確認できる書類（戸籍・住民票の写しなど）            ・未使用の乗車券引換証（ある人のみ）            ・届出者の本人確認書類         </div>	15階 市民自治推進課 自治活動支援係 054-221-1265 （※1・※2は申請場所が異なります。）
※1 恩給受給者（旧軍人関係）が死亡した	※手続きは市民自治推進課では行っておりません。直接、総務省恩給相談室【03 - 5273-1400】へ電話で連絡をしてください。（祝休日を除く月～金 午前9時～午後5時）お問い合わせには恩給証書の記号番号が必要です。	
※2 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金・遺族年金等の受給者が死亡した	※手続きは市民自治推進課では行っておりません。直接、厚生労働省 援護・業務課【03 - 5253-1111 内線：障害年金 3429、遺族年金 3443】へ電話で連絡してください。詳しくは、厚生労働省から受給者本人あてに送付されている「援護年金受給者のしおり」を参考にしてください。お問い合わせには証書記号番号が必要です。	
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園の利用者（名義人）が死亡した	 <b>市営墓地利用権承継申請</b> ・遺族の中で、当該墓地を中心となって祀っていくべき立場の方が届出てください。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階地域総務課での手続きとなります。 ・死亡届出後、戸籍管理課へご連絡ください。申請書を送付します。後日、以下のものを提出または郵送していただきます。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <b>【持ち物】</b>            ・市営墓地利用権承継申請書            ・市営墓地利用許可証            ・承継者の世帯全員の住民票の写し            ・承継者の戸籍謄本            ・名義人の死亡が確認できる戸籍謄本または除籍謄本            ・承継者と名義人との関係がわかる戸籍            ・必要に応じて同意書 等         </div>	15階 戸籍管理課 霊園・斎場係 054-221-1297

<p>市営納骨堂の期限付き利用者が死亡した</p>	<p>  <b>納骨堂利用権承継申請</b>          ・遺族の中で、当該納骨堂に収蔵されている遺骨を中心となって祀っていくべき立場の方が届出てください。          ・死亡届出後、戸籍管理課へご連絡ください。申請書を送付します。後日、以下のものを提出または郵送していただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納骨堂利用権承継申請書</li> <li>・納骨堂期限付利用許可証</li> <li>・承継者の世帯全員の住民票の写し</li> <li>・承継者の戸籍謄本</li> <li>・名義人の死亡が確認できる戸籍謄本または除籍謄本</li> <li>・承継者と名義人との関係がわかる戸籍</li> <li>・必要に応じて同意書 等</li> </ul> </div>	<p>15階</p> <p>戸籍管理課          霊園・斎場係          054-221-1297</p>
<p>農業年金の受給者が死亡した</p>	<p>          ※国民年金の手続き後、農業委員会事務局【農政係 054-221-1483】へお問い合わせください。</p>	<p>16階</p> <p>農業委員会事務局          農政係          054-221-1483</p>
<p>農地を相続した</p>	<p>          ※農業委員会事務局【農政係 054-221-1483】へお問い合わせください。</p>	<p>13階</p> <p>廃棄物対策課          浄化槽推進係          054-221-1264</p>
<p>し尿くみ取りが廃止になる、またはし尿くみ取りをしている家庭で人数が減った</p>	<p>          ※廃棄物対策課【浄化槽推進係 054-221-1264】へご家族の方がお問い合わせください。</p>	<p>13階</p> <p>廃棄物対策課          浄化槽推進係          054-221-1264</p>

## 【その他の庁舎で行う手続き】

☎マークがある手続きは、庁舎に出向かず電話で対応（必要書類を送付等）することもできます。場合によっては出向く必要もありますので、まずは担当課に電話をしてください。

手続きが必要な場合	手続きの内容・持ち物など	担当課																								
犬の飼い主として登録してある方が死亡した	<p>※動物指導センターにご連絡ください。（犬が死亡した場合もご連絡ください。）</p> <p>※マイクロチップが装着された犬の場合、市への連絡が不要になる場合があります。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b>            (葵区・駿河区)            動物指導第1係 静岡市葵区産女 953 番地 054-278-6409            (清水区)            動物指導第2係 静岡市清水区役所 2階 054-354-2403            (清水区蒲原)            蒲原支所 地域振興係            静岡市清水区蒲原新田一丁目 21 番 1 号 054-385-7730</p>	動物指導センター																								
図書館カードの交付を受けている方が死亡した	<p><b>図書館カードの返納</b></p> <p>・図書館カードを預かっている家族が届出てください。</p> <p><b>【問い合わせ先】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>中央図書館</td> <td>054-247-6711</td> <td>北部図書館</td> <td>054-653-1817</td> </tr> <tr> <td>御幸町図書館</td> <td>054-251-1868</td> <td>麻機分館</td> <td>054-248-5035</td> </tr> <tr> <td>藁科図書館</td> <td>054-278-4100</td> <td>美和分館</td> <td>054-296-6501</td> </tr> <tr> <td>南部図書館</td> <td>054-288-2151</td> <td>清水中央図書館</td> <td>054-354-1331</td> </tr> <tr> <td>西奈図書館</td> <td>054-265-2556</td> <td>清水興津図書館</td> <td>054-360-4311</td> </tr> <tr> <td>長田図書館</td> <td>054-259-7878</td> <td>蒲原図書館</td> <td>054-388-3456</td> </tr> </table>	中央図書館	054-247-6711	北部図書館	054-653-1817	御幸町図書館	054-251-1868	麻機分館	054-248-5035	藁科図書館	054-278-4100	美和分館	054-296-6501	南部図書館	054-288-2151	清水中央図書館	054-354-1331	西奈図書館	054-265-2556	清水興津図書館	054-360-4311	長田図書館	054-259-7878	蒲原図書館	054-388-3456	市立図書館各館
中央図書館	054-247-6711	北部図書館	054-653-1817																							
御幸町図書館	054-251-1868	麻機分館	054-248-5035																							
藁科図書館	054-278-4100	美和分館	054-296-6501																							
南部図書館	054-288-2151	清水中央図書館	054-354-1331																							
西奈図書館	054-265-2556	清水興津図書館	054-360-4311																							
長田図書館	054-259-7878	蒲原図書館	054-388-3456																							
特定医療（指定難病）受給者が死亡した	<p><b>特定医療（指定難病）受給者証の返納</b></p> <p>・家族が届出てください。</p> <p>・郵送可（受給者証の左上に死亡日を記入）</p>	保健所																								
被爆者健康手帳を持っている方が死亡した	<p><b>葬祭料の申請</b></p> <p>・担当に問い合わせのうえ、家族または葬祭執行者が届出てください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被爆者健康手帳</li> <li>・死亡診断書または死体検案書（コピー可）</li> <li>・葬祭を行ったことを判断できる書類（葬儀の案内等）</li> <li>・申請者の振込金融機関の口座番号のわかるもの</li> <li>・被爆者が手当を受けている場合は手当証書等</li> </ul> </div>	保健予防課 医療援護係 054-249-3170 難病支援係 054-249-3177																								
小児慢性特定疾病医療受給者が死亡した	<p><b>小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の返納</b></p> <p>・家族が届出てください。</p> <p>・郵送可</p>	静岡市保健所 24 番 1 号																								
自立支援医療（育成医療）受給者が死亡した	<p><b>自立支援医療受給者証（育成医療）の返納</b></p> <p>・家族が届出てください。</p> <p>・郵送可</p>	保健予防課																								

<p>未熟児養育医療受給者が死亡した</p>	<p><b>養育医療券の返納</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族が届出てください。</li> <li>・ 郵送可</li> </ul>	
<p>森林の土地を相続した</p>	<p> <b>所有者届</b></p> <p>・ 森林法第5条に該当する山林の相続が発生した場合、所有者となった日から 90 日以内に、新たに森林の土地の所有者となった方に森林の土地の所有者届を提出していただきます。(郵送可)相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から 90 日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。 (森林法第5条の該当箇所については、静岡県森林情報共有システムで確認できます。)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【持ち物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の土地を示す図面 (任意の図面)</li> <li>・ 土地の登記事項証明書 (写し可)、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことがわかる書類</li> </ul> </div>	<p>静岡市林業センター — 2階</p> <p>中山間地振興課 森林・林業係 054-294-8807</p>